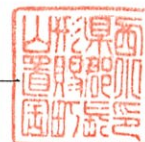


小国町告示第21号

令和8年度小国町1か月児健康診査費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小国町長 仁科洋



令和8年度小国町1か月児健康診査費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児の健康の保持増進及び保護者の育児不安と経済的負担の軽減を図ることを目的として、おおむね生後1か月頃に行われる健康診査（以下「1か月児健康診査」という。）に要する費用（以下「1か月児健康診査費」という。）を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(健康診査対象者)

第2条 1か月児健康診査の対象者（以下「健康診査対象者」という。）は、1か月児健康診査受診時に町内に住所を有し、かつ、山形県外の医療機関で令和8年4月1日以降に1か月児健康診査を受診した乳児とする。ただし、国内に限るものとする。

2 前項に規定する対象者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 出生後初めて1か月児健康診査を受診する者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生後満2か月になる日の前日までに受診する者

イ 主治医の判断のもと1か月児健康診査を受診する早産児にあつては、修正月齢において生後満2か月になる日の前日までに受診する者

(助成対象者)

第3条 1か月児健康診査に要する費用の助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、第2条に規定する健康診査対象者の保護者とし、1か月児健康診査受診時に町内に住所を有するものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、1か月児健康診査に要した費用とし、対象者一人につき1回を限度とする。

(助成の申請)

第5条 1か月児健康診査費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1か月児健康診査受診後速やかに、1か月児健康診査費助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 1 か月児健康診査に係る領収書の写し
- (2) 1 か月児健康診査の記録が記載された書類又は母子健康手帳の写し

(助成金交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ助成金の交付の可否を決定し、1 か月児健康診査費助成金交付決定通知書(様式第2号)又は1 か月児健康診査費助成金交付却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

(取消し)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、当該助成額の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。